

第 7 5 9 回

東京都青少年健全育成審議会

議事録

※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

日 時：令和 7 年 3 月 10 日（月曜日）

【出席委員】

飯塚 美紀子 委員
渡瀬 昌彦 委員
石川 知春 委員
伊藤 廣幸 委員
加藤 美恵子 委員
関口 哲也 委員
磯山 亮 委員
うすい 浩一 委員
とや 英津子 委員
藤井 あきら 委員
柳川 雅彦 委員
稲澤 裕子 委員
矢ノ目 真展 委員
藤木 裕一 委員
馬神 祥子 委員
小野島 直美 委員

【事務局】

若年支援担当部長 村上 章
若年支援課長 山本 理

(午後 3 時 30 分開会)

本日の傍聴人についてでございますが、報道関係者は 0 人で、傍聴人は 10 人、うち、オンラインによる傍聴が 2 人となっています。

(傍聴人入場)

○若年支援課長 それでは、審議会を始めさせていただきます。

現在ご出席いただいております委員の方は 16 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 ただいまから「第 759 回東京都青少年健全育成審議会」を開催いたします。

お手元の議事次第に従いまして議事進行を行ってまいります。

それでは、議事の 2 「条例に基づく事務の施行経過」について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 条例に基づく事務の施行経過等について、説明いたします。

「次第」と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧くださいと存じます。前回の審議会以降の 12 月 9 日から 3 月 9 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、1 誌を 8 条指定図書類とすることを決定いたしました。

12 月 12 日にプレス発表、関係各署への周知を行い、12 月 13 日に告示いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に、「ファミリールール講座」を合計 56 回開催いたしました。

また、本日の審議会に先立ちまして、3 月 5 日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は「自主規制団体からの聴き取り結果」としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付しておりますので、後ほどご説明させていただきます。

2 ページをご覧ください。過去 1 年間における条例の適用状況をお示ししております。

8条指定図書類については、過去1年間以内に指定を6回受けた場合に、事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象社はございません。

3ページをご覧ください。過去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

続きまして、4ページから6ページをご覧くださいと存じます。こちらは都が委嘱しております、東京都青少年健全育成協力員の12月から2月分の活動状況でございます。

2月までに委嘱しております協力員は670名です。

12月の活動者数は56名、調査店舗数は283店舗でございました。1月の活動者数は54名、調査店舗数は252店舗でございました。2月の活動者数は82名、調査店舗数は420店舗でございました。

確認する図書類は、「8条指定図書類」、「成人向け」などの成人マーク付きの図書類である「表示図書類」、青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた、小口シール止め誌の「類似図書類」の3種類です。この3種類の図書類について協力員の調査結果を、それぞれ表に示しています。

12月におきましては、表示図書類につきまして、区分陳列がされていない店舗が3店舗ございました。また、青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗が2店舗ございました。

1月におきましては、問題のある店舗はございませんでした。

2月におきましては、表示図書類につきまして、包装がされていない店舗が1店舗、区分陳列がされていない店舗が2店舗ございました。類似図書類については、区分陳列されていない店舗が1店舗ございました。また、青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗が1店舗ございました。

なお、いずれの月におきましても、8条指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

7ページからは、都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。7ページには12月分、8ページには1月分、9ページには2月分の実施状況をそれぞれ記載してございます。

いずれの月におきましても、問題のある店舗はございませんでした。

続きまして、10 ページから 12 ページをご覧いただきたいと存じます。雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届出等の施行状況でございますが、1 月に廃止届が 4 台ございました。

自動販売機立入調査については、12 月、1 月及び 2 月は実施しておりません。

事務の施行経過については、以上でございます。

○会長 ご説明ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご質問等がございましたら挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、ご質問がございませんので調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、8 条指定図書類についての諮問、及び優良映画の推奨についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階でご退出をお願いいたします。

(傍聴人退出)

○若年支援課長 オンライン傍聴の方も、非公開部分につきましては、一旦オンライン会議を閉鎖させていただきます。よろしくお願いいたします。

(オンライン傍聴人退出)

○会長 それでは、再開いたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。皆様のお手元の資料のうち、「調査・審議事項」と記載されております資料に沿ってご説明いたします。

計 1 誌の 8 条指定図書類についての諮問でございます。

「調査・審議事項」と記載されております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第 1196 号でございます。

2 ページをご覧いただきたいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。

こちらに記載されました図書類は、令和 6 年 11 月 26 日から令和 7 年 2 月 20 日まで

の間に、都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計 298 誌のうちから、7 ページ、8 ページに記載してございます、条例施行規則第 15 条の指定基準に基づきまして指定図書類の候補として選定したものでございます。

作品名は、「ジュネットコミックス 454 ピアスシリーズ 664 『プライド・プレイ』」、令和 7 年 3 月 5 日にジュネット株式会社より発行されております。過去 1 年間の指定はございません。

該当箇所につきましては、全編大部分でございます。

該当指定基準は、施行規則第 15 条第 1 項第 1 号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの、でございます。

購入場所は、書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、3 月 5 日に自主規制団体から意見を聴取して、3 ページに取りまとめてございます。

3 ページをご覧いただきたいと存じます。

当日は、13 名の方が出席されました。

自主規制団体のご意見としましては「指定やむなし」の意見が 12 名です。その主な内容は、一番上ですが、「男性同士の性愛が描かれたいわゆる B L。人の弱みに付け込んで S E X に持ち込んだり、薬物めいたモノを使ってさらに貶めたり、リベンジポルノで相手を追い込んだりするストーリー展開は、遂行する人物が社会的な罰を与えられるのなら許容できるかもしれないが、そういった展開はなく、人格否定をただ賞賛しているように思える。白抜きになっているものの男性器の輪郭がハッキリ分かる絵柄もあり、指定該当やむなし。」などでございます。

「指定非該当」の方は 1 名で、その内容は、一番下ですが、「性器や体液の描写が明らかで、過激である点が気になる一方で、反社会的、あるいは不用意なきっかけでの性的場面はなく、その点では余り問題はないと言える。むしろこの作品が青少年保護育成の観点から問題であるなら、電子コミックサイトでの購入無料で閲覧可能、あるいは電子版のみの特典ありであることが、問題となり青少年のタッチポイントの多い少ないを考えればこちらもあわせて問題視すべき。指定非該当」でございます。

保留の方はいらっしゃいませんでした。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご質問はございますか。

特によろしければ、それでは、調査に入ってください。

(図書審査)

○会長 皆さま、図書はご覧いただけましたでしょうか。

それでは、各委員から指定か、指定非該当かご意見を順番にお伺いしてまいります。

それでは、C委員、お願いいたします。

○C委員 人格を否定して調教しようという性描写がかなりあるということと、男性器の修正が白抜きで、逆に形状がはっきり分かるような形になっていて、擬音体液の描写も激しくされておりますので、指定該当でお願いします。

○会長 矢ノ目委員、お願いします。

○矢ノ目委員 こちら性的行為も多く描かれておりますし、薬物、拘束、屋外での性行為などが描かれています。青少年に過度な表現であると思いますので、指定該当でよろしくをお願いいたします。

○飯塚会長 藤木委員、お願いします。

○藤木委員 私も指定でお願いします。理由は、大人のおもちゃや薬の使用、アナルセックスや調教シーンなど、過激に感じました。修整はしてありますが、卑わいな感じを与えるものですので、指定該当やむなしだと思います。

○会長 K委員お願いします。

○K委員 このところ、審査の対象になる作品の描き手の画力がかなり高くなっていると感じます。この作品も、画力の高さゆえに描写がリアルであり、各シーンそれぞれに非常に克明に描かれています。それだけに性描写もインパクトが強い。

まず気になったのは、ペットボトルの中身は分かりませんが薬物と思しき液体を飲ませての性交、ここは非常に引かかりました。それ以外にも調教シーンなど青少年の購読には適さないとと思われる個所があり、指定該当やむなしと判断します。

○会長 馬神委員、お願いします。

○馬神委員 指定該当でお願いします。性描写が多く、また内容も過激で露骨であると感じました。性器の修整も甘いということから、区分陳列等の取扱いが必要と感じます。

○会長 J 委員、お願いします。

○J 委員 私も指定該当でお願いします。性器の修整は白抜きが一定程度されていますが、形状が分かる点や、あとは、首輪をつけたり、拘束されたり、器具を使ったりという性交シーンがあること。しかも、ほぼ全編が性交シーンであることを考えると、指定該当やむなしかと思います。

○会長 D 委員、お願いします。

○D 委員 全体的に性描写が多いということで、その点だけでも青少年健全成長を阻害することがありますので、該当やむなしと思います。

○会長 F 委員、お願いします。

○F 委員 私もこれは指定該当やむなしだと思います。

理由としては、性的描写がこれまで出てきていた本と比べても非常に多く、かつ、過激だなと感じるところがあります。

一方で、自主規制団体からの聞取りであるとおりで、人格否定そのものは、殺人・戦争等と同様、描くこと自体NGとすべきかと思うというご指摘もあるとおりで、そこは非常に判断の難しいところかなとは思っています。

もし、仮に、この本に性的描写がなかったときに、この本を指定該当とするかと言われると、そうではないんじゃないかなというのは一方で思いました。

ただ、最初に述べたとおり、性的描写が過激過ぎるというのは思いますので、指定該当でお願いします。

○会長 E 委員、お願いします。

○E 委員 私は指定該当と判断いたします。

○会長 G 委員、お願いします。

○G 委員 調教シーンがありまして、また、薬物などが登場し、性器の修整がない、性描写も多いということで、指定該当でお願いします。

○会長 B 委員、お願いします。

○B委員 指定該当でお願いいたします。性的描写が過激であること。それから、調教シーンですとか、薬物使用。あと、動画による脅迫、これらを考えると、青少年のためにはならないという気がします。

○会長 I委員、お願いします。

○I委員 指定該当やむなしと思います。

理由は、人格否定の性描写、犬に見立てて散歩をするというようなシーンも出てくる、薬物も出てくるということもあります。

ただ、先ほど、他の委員もおっしゃっていたように、こういうストーリーというのは、性描写がないものでも、結構あるのかなと思っていて、非常に悩むところです。

ただ、今回は指定該当でお願いします。

○会長 A委員、お願いいたします。

○A委員 指定該当でお願いいたします。薬を使ったであろう内容や、盗撮によって脅して追い込んでの性行為など、人格否定に属すると思います。加えて性描写も露骨で過激で、卑わい感があり、指定該当やむなしと思います。

○会長 H委員、お願いします。

○H委員 性器の修整が甘く、性描写も多いため指定該当やむなしでお願いします。

○会長 小野島委員、お願いいたします。

○小野島委員 指定該当でお願いいたします。青少年の性的な感情を著しく刺激するような性的な行為が露骨に描かれていたり、性器の修整がなかったり、薬物使用、あるいは盗撮といった内容も含まれており、指定該当やむなしと思います。

○会長 ありがとうございました。

私も性描写が多く、白抜き等のぼかしも中途半端ということを含めまして、指定該当やむなしということに認識しております。

ということで、皆さま方委員の方々全員が「指定該当」というご意見をいただきましたので、そのように答申してよろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

それでは、1誌指定ということで答申させていただきます。

それでは、議事を進めさせていただきます。

次の諮問事項は優良映画の推奨についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、「優良映画の推奨について」ご説明いたします。

資料 1 1 ページをご覧いただきたいと存じます。優良映画等の推奨に関する条例等を記載しております。条例施行規則の第 2 条、1 号から 6 号のいずれかに該当するものであると、推奨することとなります。

資料 12 ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第 1195 号でございます。

作品名は『私の親愛なるフーバオ』、制作者は記載のとおりでございます。

令和 7 年 4 月 18 日から、新宿武蔵野館、ヒューマントラストシネマ有楽町、シネ・リーブル池袋ほかでの公開を予定しております。

14 ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは、申請者からの申請内容でございます。

「対象区分」は小学生高学年、中学生、及び高校生、「推奨にふさわしい理由」は記載のとおり、また、「青少年の健全な育成に有益とする」該当項目としては、第 1 号「青少年の社会に対する良識と倫理観を育てるもの」、第 2 号「青少年が知識を身につけ、教養を深めていくことに役立つもの」、第 3 号「青少年の人を慈しみ、大切にする心を育てるもの」、第 5 号「青少年の思考力、批判力又は観察力を養うもの」であること、という申請内容でございます。

15 ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは事務局の案でございます。

事務局の案といたしましては、条例施行規則第 2 条の推奨基準に照らしまして、ページ下段にございますとおり、「該当項目」は第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 5 号、対象区分は、青少年、主として小学生高学年、中学生、高校生を健全に育成する上で有益であると認め、小学生高学年、中学生、高校生を対象に推奨を行うことといたしました。

説明は以上になります。

○会長 ただいまの説明につきまして、ご質問等がございますか。

それでは、条例施行規則に基づき青少年に優良な映画としての推奨に賛成なのか、反対なのか、また、対象区分についてもあわせての評価をそれぞれ各委員から伺いた

いと思います。

C委員、お願いいたします。

○C委員 韓国の動物園に生まれたパンダ、フーバオを育てている飼育員の物語ですが、大変その飼育員が深い愛情を持ってフーバオを、パンダを育てていく姿と、また、飼育員が何人か出てきますが、そのキャラクターが皆さん大変楽しく描かれていて、楽しめる映画だったと思います。

あと、パンダの愛らしさですね。ずっと全編出てきますが、パンダ好きの方には大変たまらない映画なんじゃないかなと感じました。

対象区分ですが、小学校低学年からでもいいのではないかなと思いました。

推奨の基準は、事務局案どおりでよろしいかと思います。

○会長 では、矢ノ目委員、お願いします。

○矢ノ目委員 飼育員のパンダへの愛情が描かれて、いい作品だなと率直に思いました。

特に飼育員が、霊長類の担当時に子猿を亡くして悲しい体験をしたということに対して、パンダが動物への愛着不信を払しょくしてくれて、お茶目なフーバオが人々を癒す姿というのは青少年の倫理感を育むものと思っておりますので、優良映画の推奨理由としています。

区分については、できれば、自然繁殖に至るまでの経過や、その難しさ、保育の危険性の説明が部分的でしたので、そういうのがもっとあればより知識というところでもよかったと思っています。

ただ、パンダが危急種であるということと、中国に返還しなければいけない扱いについては、私も存じ上げませんでしたので、こういった知識については重要だと思っています。

今回この審査をさせていただいて、第3号の表現に改めて少しかかったところがありまして、今回、飼育員が抱くパンダへの愛情というところで、人を慈しみという観点で推奨できるかと思うんですが、恐らくこれは、青少年の立場からすると、飼育員にフォーカスしないでパンダにフォーカスしそうな気がするんですね。

なので、意外とこの人を慈しみじゃなくて、命を慈しみみたいな表現のほうが、も

つとろんない作品が注目されるんじゃないかと思いますので、もし、この条例施行規則を改正する機会があれば、推奨基準について検討いただければいいのかなと感じました。

該当項目は事務局の案に賛成いたします。

○会長 では、藤木委員、お願いします。

○藤木委員 私も推奨に賛成いたします。人間が真心をもって接すればパンダの心を開いてくれるように、相手と誠心誠意向き合うことが大事だと思いましたし、パンダに限らず動物を大切に、大切に育てる心を持っていたきたいと思います。

たまに、動物虐待の事件もあります。そういうのを見ていると、動物全体を大切に育ててほしいなというのを感じますので、この映画で何か感じていただければと思います。

対象区分については、小学生の高学年からでよろしいと思います。なぜかという、ワシントン条約を理解できるのは、低学年では理解できないかと思いましたが、よろしくお願いします。

○会長 K委員、お願いします。

○K委員 フーバオは、昨年亡くなった神戸・王子動物園のタンタンなどと同様にひととき短い四肢が特徴で、こういうパンダはひととき人気が高くなるのだそうです。確かに愛くるしさが際立っていますね。飼育員にスポットを当てて、パンダ飼育の難しさや彼らがパンダ飼育に注ぐ情熱と愛情を丁寧に描いた秀作、推奨に値すると思います。

一方、上野や和歌山・白浜、先ほど述べた神戸・王子のパンダ飼育員のレベルの高さや献身性は、この映画に登場するスタッフのそれに匹敵する、あるいはそれ以上かもしれない。ぜひ日本でもこの作品のようなドキュメンタリーを作ってほしいものです。以上です。

○会長 馬神委員、お願いします。

○馬神委員 推奨に賛成いたします。

パンダと飼育員との出会いから信頼を得るまでの経緯ですとか、返還後の生活を思いやる気持ち、そういったところで、物言わぬ動物との触れ合いだからこそ、倫理観

ですとか良識ですとか、そういったものを育てるところにつながるのではないかと思います。

また、ジャイアントパンダについては、日本でも大変人気があって、飼育の難しさであるとか、中国への返還という問題については、ニュース等で知られているところではありますが、丁寧に描かれていることで、知識といったものを高められるということと、日本と通じる部分、またちょっと違う部分なんていうのも、この中で見ることでの考えるきっかけとなって、思考力だとか観察力などを養うところにつながるのではないのかと思いました。

対象区分、該当項目ともに事務局案のままでよろしくをお願いします。

○会長 J 委員、お願いします。

○J 委員 私も推奨でお願いいたします。

実は私はこの作品の舞台である韓国エバーランドのパンダワールドに行ったことがあり、すごく愛着がわいた作品でした。

飼育員と動物が触れ合う姿を描いていて、しかも、その動物が一番人気のあるジャイアントパンダという、制作上の黄金比率の題材でつくられた作品で、文句の付けようがない感じがしました。

しいて言えば、中国に返還しなければいけないということばかりが前面に出されていて、もっともっと飼育員とパンダとの日常の触れ合いとか、苦勞していく姿を多く描いてほしかった気もいたします。

対象区分は小学校の低学年も入れていいのではないかと思います。一部難しい部分もありますが、全てを理解できなくても、一部だけでも皆さんに理解してもらえればいいのではないかと思います。

該当項目は、事務局案でよろしいかと思います。

○会長 D 委員、お願いします。

○D 委員 私も推奨でお願いいたします。

ちょっと私気になったのは、感情表現の強いところが垣間見れて、それが気になったかと思います。

対象区分に関しましては、小学校高学年からということで結構と思います。

○会長 F 委員、お願いします。

○F 委員 私は、この推奨は厳しいと思っています。なので、反対です。

理由としては、5 条の 2 項の、映画等でその内容が特に優れていると認められるものが、というところに、ちょっと厳しいかなという気がしております。

その規則にあてはめて、青少年にとってというところはなくはないと思うんですが、青少年にあえて推奨する必要があるかという、私はそこまでの作品ではないんじゃないかと思いました。

○会長 E 委員、お願いします。

○E 委員 私は推奨に賛成でございます。この作品は、飼育員の動物に接する愛情がよく伝わってきました。また、動物と人間の間でも信頼関係が大切だということを、子供たちにも学んでもらえるような映画かなと思います。推奨に賛成でございます。

また、推奨基準と対象区分ともに事務局案どおりでいいかと思います。

○会長 G 委員、お願いします。

○G 委員 私もこの映画を観させていただいて、本当に感動いたしました。コロナ禍の時期でもあり、きっとこのパンダのフーバオの愛くるしい動きや姿を通して、多くの癒しを与えてくれたと思います。

飼育員さんの、さっきからお話が出ているように、ご苦労や日々の努力、またパンダのフーバオに対する愛情を注ぐ姿、人に対しての思いやりや生きていく上での困難にあっても負けないで挑戦していく。そういうことにつながっていくことと思います。青少年にとって、とても良い影響を与える映画かと思いますので、推奨でお願いいたします。

対象区分、そして該当項目共に事務局案でお願いいたします。

○会長 B 委員お願いします。

○B 委員 私も推奨に賛成です。この映画を通じて、ワシントン条約ですとか、あるいは、飼育員の人たちが、どれだけ自分の仕事に対して愛情を注いでいるのかということをよく理解できると思います。たまたま偶然だと思うんですが、飼育員の方のおひとりのお母さんが亡くなって、その葬式の続いているさなかで、中国に返還するために行くというくだりもあり、言ってみれば、職業に対する倫理観というようなこと

を知ることでもあります。そして、日本での飼育にあたっていらっしゃる方たちへの思いを馳せるということも可能になりますので、この作品は推奨に値すると思います。

推奨基準は事務局案に賛成です。小学校低学年の子たちでも十分楽しめるだろうと思いますが、字幕を読む必要があるというところで、私は対象区分も事務局案に賛成です。以上です。

○会長 I 委員お願いします。

○I 委員 推奨でお願いします。ジャイアントパンダのフーバオと韓国の飼育員たちのパンダに対する溢れる愛と葛藤、パンダの可愛さがよく表れている作品だと思います。ただ、対象区分が高校生まで、小学校高学年から高校生までになっているんですが、高校生を対象にするのであれば、ワシントン条約の内容経緯、そこらあたりがもう少し掘り下げられるそのきっかけが欲しいなど。それから、パンダは繁殖が難しいと言われるんですが、その繁殖の難しさがなぜなのかというところも、考えられるような情報があるといいんじゃないかと。ですから、私としては、この作品は小中学生なのかなと、こういうふうに思いました。推奨の基準は事務局案で結構です。以上です。

○会長 A 委員お願いします。

○A 委員 ワシントン条約によって中国に返さなければならないというジャイアントパンダの成育に取り組んだ人たちの愛情溢れる姿と、それから、別れの切なさに涙した映画でした。この映画をとおして、動物だけではなくて、人もお互いに心から接することの大切さを学べる良い映画だと判断いたします。推奨でお願いいたします。

○会長 H 委員お願いします。

○H 委員 先程他の委員からもありましたが、内容自体は、これが日本の、例えばコアラとか、違う動物園の飼育員さんが、その現場でやられているお仕事を考えると、ストーリーとして特別何か感動するのかと言われると、そうじゃないのかなというのは、疑問を感じました。ただ、この作品自体にみられたもの、例えば、飼育員さんとパンダの絆であったり、パンダを取り巻くワシントン条約等を含めて、中国との関係だったり、そういう問題提起はあると思います。なので、この作品自体を推奨に相応しいかと言われれば、作品自体として考えれば、基準・対象ともに、事務局案には賛

成をしますが、そういった、ただパンダがかわいくて、飼育員さんがよかったねというだけの話じゃなくて、それ以上に価値があるのだということをきちんとこの作品に関しては、推奨するにあたってちゃんと打ち出していただきたいと思います。以上です。

○会長 小野島委員お願いします。

○小野島委員 私も推奨でお願いいたします。パンダへの愛情がとても感じられる作品ですし、また、パンダと人間、動物と人間の間に信頼関係が築かれていく様子というのが描かれていて、心が温かくなる作品でした。推奨に相応しい理由に書かれているとおりでと思うんですが、それ以外のところで、パンダというのが、絶滅の危険が増大している動物である事ですとか、あるいは、何故中国に返還されるのか、返還しなければならないのかというところ。小学生ぐらいには難しいかもしれないんですが、高校生ぐらいになると、その辺を自分で学んでいく、調べていくということができるのかと思いました。

対象区分、該当項目については、事務局案どおりでいいと思います。以上です。

○会長 ありがとうございます。各委員のご意見が沢山出たところでございますが、結果として推奨するかしないかということでは、1名の委員がしないというご意見でしたが、残りの委員の方は推奨するという意見でございました。それから、対象区分につきましても、小学校低学年をとということ、或いは高校生に推奨するかについてご意見出ましたが、大方の委員の方は、事務局案どおりということでしたので、そのような形で答申させていただきます。

事務局は皆さま方の多様なご意見、一部反対の方の意見も受け止め申請者の方にもお伝えいただければと思います。

よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

それでは、推奨することは適当であり、事務局案どおりとの答申をいたします。

以上でございます。

それでは、事務局から連絡事項でございますでしょうか。

○若年支援課長 都民の申出は、12月、1月、2月は、ございませんでした。

また、次回審議会に諮問予定の映画はございません。

事務局からは以上です。

○会長 ありがとうございました。

何か、本日ご意見、質問等ありますでしょうか。

それでは、以上で調査・審議事項は終了となります。

傍聴人の方が再入室するため、調査・審議資料はしまってくださいようお願いいたします。図書につきましては、事務局が回収してください。お願いいたします。

(傍聴人再入室)

○会長 それでは議事を再開いたします。事務局からご説明をお願いいたします。

○若年支援課長 まず、本日の審議ですが、8条指定図書1誌について諮問を行い、1誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

また、映画「私の親愛なるフーバオ」につきまして諮問を行い、推奨することが適当であるという答申となりました。

また、本日、審議会に報告した都民の申出はございません。

8条指定図書の告示予定日は令和7年3月14日（金曜日）、プレス発表は告示日前日の令和7年3月13日（木曜日）となります。告示日もしくは告示日の前日まで8条指定図書の名称の公開をお控えいただくよう、重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。令和7年4月14日（月曜日）の15時30分から、場所は今回と同じこの会場を予定してございます。

令和6年度の審議会は本日が最後となります。

なお、新年度4月1日から、組織改編に伴い、事務局の組織名称が変更になります。新しい組織名称は、都民安全総合対策本部 総合推進部 若年支援事業課になります。当審議会の運営等に関して大きく変わることはございません。

次年度もどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長 それでは、本日はこれで終了させていただきます。

お疲れ様でございました。

(午後 4 時 35 分閉会)